

毛利元就 入城500年に合わせた取り組み 史跡郡山城跡の整備事業

市は、毛利氏の痕跡を良好に残す史跡郡山城跡を保存し、有効に活用するためにさまざまな整備に取り組んでいます。

主な取り組み

登山道の修繕工事

登山者の安全を確保するため、大雨などで削れた部分や、枕木が腐敗して崩れた階段などの修繕工事を行いました。

ポイント 今回の工事は、木製階段の更新だけでなく、階段のステップを土系舗装で固めることにより、土砂の流出を防ぎ、耐久性も向上するよう工夫しています。

- 事業費** 9,594,200円
- 期間** 2023年1月～6月
- 修繕場所** 登山道毛利元就墓所～本丸ルートのうち約240m(総延長)

修繕前



今回の土系舗装では自然由来の真砂土とセメントを混ぜた材料で施工しています。自然な色合いで景観になじみ、従来の地表面の登山道よりも強度が増し、耐久性が強化されました。



保安林の伐採

郡山城跡は、史跡範囲内が風致保安林に指定されており木の伐採が禁止されていました。このたび、広島県と協議を重ね、史跡の保存・活用などのための森林整備が可能となりました。展望スポットからの眺望の改善や近年頻発する豪雨による土砂の流出の抑制が図れるなどの効果を見込んでいます。

- 事業費** 1,106,000円
- 期間** 2022年4月～2023年6月
- 整備場所** 郡山城跡 展望スポット3か所(勢溜の壇、尾崎丸下、展望台)

整備前



案内看板の新設・更新

周遊ルートの案内看板を増設し、経年劣化した看板をリニューアルしました。内容も、最新の測量データ(赤色立体地図)や研究の成果を取り入れ、情報の更新を行っています。

- 事業費** 1,040,160円
- 期間** 2021年4月～2023年3月
- 修繕場所** 主に毛利元就墓所～本丸ルート上にある看板

修繕前



今後も、他の展望スポットの木の伐採や、案内看板の新設・更新を予定しています。

問生涯学習課 社会教育係 ☎お太助フォン 42-0054 / 農林水産課 林業水産係 ☎お太助フォン 47-4022

新規事業 養育費に関する公正証書等作成促進補助金



養育費の取り決めや、支払の履行に関して記した公正証書等の作成に係る経費を助成します。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 本市に住民票がある方
- ひとり親家庭の方
- 養育費の取り決めの対象となる20歳未満の児童を監護している方
- 養育費の取り決めに係る経費を負担した方
- 養育費の取り決めに係る債務名義を有している方
- 過去に同じ内容の公正証書等で助成金を交付されていない方

《補助対象経費(養育費の取り決めに係る費用)》

- 公証手数料令に定められた公証手数料
- 家庭裁判所の調停申立てや裁判に要する収入印紙代
- 戸籍謄本等添付書類取得費用、および連絡用の郵便切手代

《補助金額》

対象経費全額(上限3万円)

《申請方法》

子育て支援課児童福祉係、または各支所窓口係で申請してください。

《申請期限》

公正証書を作成した日(2023年4月1日以降に限る)から6か月以内

問子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

新規事業 不法投棄の情報提供者に報奨金を支給します



廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、「安芸高田市不法投棄防止条例」を10月1日(日)に施行します。

条例施行後は、提供された不法投棄の情報が有益と判断された場合、市から報奨金を支給します。

《報奨金額》 1万円

《通報窓口》

社会環境課 環境生活係

※報奨金の支払いには、9月議会での補正予算案の可決が必要です。

問社会環境課 環境生活係
☎お太助フォン 42-1126 ☎47-1206

新規事業 ひとり親のお悩み相談 無料弁護士相談



ひとり親家庭や、離婚を考えている子育て家庭の父母の相談に、弁護士が無料で応じます。

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 本市に住民票がある方
- 20歳未満の子どもを養育している方
- ひとり親家庭か、離婚を考えている子育て家庭の父母

《申込方法》

子育て支援課児童福祉係に電話で申し込んでください。日程調整後、弁護士がオンラインで相談に応じます。

※1人1回まで(相談時間:45分)

■主な相談受付内容

- 離婚に関して
 - 子どもの親権に関して
 - 養育費や面会交流の取り決め、支払いの履行に関して
 - 離婚前後の親と子どもの支援に関して必要なこと
- ※弁護士に依頼中のものや、裁判所で係争中の内容は受け付けません。

問子育て支援課 児童福祉係
☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

重度障害者外出支援サービス お太助タクシーチケット



障害がある方の外出を支援するため、市内の指定タクシー業者で利用できるタクシーチケットを交付しています。

《対象者》 ※下記のいずれかの手帳を持っている方

- 身体障害者手帳(視覚、下肢、体幹、移動機能障害いずれかの障害程度等級が1～3級)
- 療育手帳(A・Aいずれか)
- 精神障害者保健福祉手帳(1級)

※下記に該当する方は対象外です。

- 他市町の障害福祉サービス受給者証を持っている方
- 障害者通院交通費補助を受けている方
- 高齢者タクシー利用助成を受けている方

《チケット代金》

500円/1枚

《交付枚数》 8枚/1か月

(自動車税の減免を受けている方の交付枚数は4枚)

※申請月からその年度の3月分までをまとめて交付します。

問社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130